



平成 18 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 ウ イ ン テ ス ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 奈 良 彰 治
(コ ー ド 番 号 6 7 2 1 東 証 マ ザ ー ズ)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 長 樋 口 雅 夫
電 話 番 号 0 4 5 - 3 1 7 - 7 8 8 8

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 9 月 25 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 10 月 25 日開催予定の第 13 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告の方法を電子公告に変更し、併せて止むを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を変更案第 4 条に規定するものであります。
- (2) 取締役及び監査役が職務の遂行に当たり期待できる役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で免除できる制度を導入する為、変更案第 6 章第 40 条第 1 項を新設するものであります。
なお、当該規定を設ける議案を本総会に提出することにつきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)並びに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - ・株主総会参考書類等の一部につき、インターネットを利用する方法で開示することで株主に提供したものとみなすことが認められたことにより、変更案第 13 条を新設するものであります。
 - ・取締役については、解任決議要件を従前どおりとするため変更案第 20 条第 1 項及び第 2 項を新設するものであります。
 - ・取締役会の機動的な運営を図るため、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議が可能となるよう、変更案第 26 条を新設するものであります。
 - ・社外監査役が職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することが可能となるよう、変更案第 6 章第 40 条第 2 項を新設するものであります。
 - ・全般にわたり、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設、変更等、所要の変更を行うものであります。
 - ・全般にわたり、会社法に対応した用語並びに引用する条文の変更等、所要の変更を行うものであります。
- (4) 法令に定められた事項の確認的記載にすぎない規定を削除し、その他、全般にわたり、表現の変更、構成の整理及び字句の修正、条数の繰り下げ、変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>100,000株とする。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、端株原簿への記載、株券の交付、株券喪失登録、端株の買取りその他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、端株原簿への記載、株券の交付、株券喪失登録、端株の買取りその他株式及び端株に関する請求、届出の手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u></p> <p>2. <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>100,000株とする。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第13条 株主は、他の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第14条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p>2. <u>株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p> <p><u>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第15条 (条文省略)</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p><u>第16条 当社の取締役は、株主総会で選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる</u></p> <p>2. <u>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>第4章 取締役および取締役会</u></p> <p>(取締役会の設置)</p> <p><u>第17条 当社は取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第18条 (現行どおり)</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p><u>第19条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の解任)</p> <p><u>第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役の解任決議については、議決権を有することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第18条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 <u>社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 <u>当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金) <u>第24条</u> 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第5章 監査役</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の員数) <u>第25条</u> (条文省略)</p> <p>(監査役の選任方法) <u>第26条</u> 当社の監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期) <u>第27条</u> 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役) <u>第28条</u> 監査役はその互選により、常勤監査役を1名以上置かなければならない。</p> <p>(監査役会の招集手続) <u>第29条</u> (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議) <u>第30条</u> (条文省略)</p> <p>(監査役会の議事録) <u>第31条</u> 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>2. <u>監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(取締役会規程) <u>第28条</u> 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第29条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役及び監査役会の設置) <u>第30条</u> 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) <u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法) <u>第32条</u> 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期) <u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) <u>第34条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集手続) <u>第35条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議) <u>第36条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録) <u>第37条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第32条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第39条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第6章 取締役および監査役の責任免除</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(損害賠償責任の一部免除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第40条 当社は、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、社外監査役との間で、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第7章 会計監査人</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の設置)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第41条 当社は会計監査人を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の選任)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第8章 計 算</p>
<p>(営業年度)</p> <p><u>第33条 当社の営業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとし、各営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p><u>第45条 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p><u>第34条</u> 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載された端株主に対して支払うものとする。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載された端株主に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という)をなすことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第36条</u> 利益配当金及び中間配当金が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(期末配当金)</p> <p><u>第46条</u> 当社は株主総会の決議によって毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第47条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間等)</p> <p><u>第48条</u> 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>

以上